

平成21年度事務事業評価結果一覧

NO	担当 課名	事業 名	事業内容 (H20年度)	一次評価 【担当課】	二次評価 【庁内行政評価委員会】	外部評価 【行政改革推進委員会】	今後の方針 【町】
1	総務課	友好都市交流事業	<p>友好都市である長野県立科町と愛川町の両町の理解と親善を深めるため、教育、文化産業等の相互交流を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆宿泊施設利用助成券の交付 立科町に存する宿泊施設を本町住民が利用する際に宿泊費の一部助成を行った。 ◆立科町えんでこ祭への参加 愛川町特産品の紹介等を行った。 ◆愛川町ふるさとまつりへの招待 愛川町最大のイベントであるふるさとまつりへ立科町を招待し、文化の交流や特産品の紹介などをしていただいた。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆友好都市を提携してから20年が経過し、両町の親善は定着しているが、さらなる交流を重ねていくため、本町住民に対して立科町のPRを継続して実施するとともに、本町の観光や産業資源を活かし、多くの立科町の住民に来訪していただく手法を検討する必要がある。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆愛川町の観光資源（宮ヶ瀬ダム、郷土資料館など）を活かし、多くの立科町の住民に来訪していただけるような方策を検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相互交流のさらなる充実を図るため、両町民への動機づけに工夫・改善を望む。 ◆立科町と友好都市を提携して20年が経過した。経済情勢等が変化している中で、本町の実益を含めた事業を検討されたい。 ◆広報に掲載する頻度を上げ、広く周知を図る必要がある。 ◆愛川町の観光施策の充実を図られたい。 	<p>【検討結果】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相互交流を深めるため、引き続き、それぞれの町ホームページや広報、イベントなどを媒体としてPRに努める。 ◆町各課で実施している町文化協会作品の立科町文化祭への出品、愛川町一周駅伝への立科町選抜チームの参加、夏休み期間を利用しての中学生交流事業など、文化・スポーツ・学校教育分野での交流についても継続していく。 ◆立科町の住民に来訪していただけるような方策を引き続き検討する。
2	行政推進課	町民公益活動支援事業	<p>町民と行政の協働のまちづくりの実現を目指すため、公益活動団体を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成事業として、「町民公益活動育成講演会」を開催した。 ◆財政支援策として、「あいかわ町民活動応援事業」をスタートした。 ◆県立愛川高校とのボランティア協定に基づき、活動中の事故に備え、同校が加入する保険に対して補助を行った。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成、財政支援（あいかわ町民活動応援事業）、環境整備（町民活動サポートセンター）相互の連携を図り、より効果的な支援体制の確立を検討する必要がある。 ◆あいかわ町民活動応援事業については、より多くの団体が参加しやすいよう、制度の見直しを検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆あいかわ町民活動応援事業の見直し（事務手続きや処理期間の短縮等）を検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「あいかわ町民活動応援事業」の事業名称を平易な魅力ある表現にしたらどうか。 ◆住民が参加しやすいように工夫・改善をされたい。 ◆申請手続き（公開プレゼンテーションや実績報告会）を簡略化する。 	<p>【検討結果】見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆あいかわ町民活動応援事業については、次のとおり見直すこととする。 <ol style="list-style-type: none"> ①補助金交付決定までの期間を1か月短縮し、6月上旬に交付決定する。 ②審査方法を見直し、公開プレゼンテーションの代わりに個別ヒアリングを導入する。 ③実績報告は、6月上旬の「サポートセンター登録団体活動発表会」に併せて行うこととし、発表は任意とする。
3	福祉支援課	在宅障害者福祉手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、障害者（身体障害者手帳所持者、知能指数70以下、精神障害者保健福祉手帳所持者）に対し、年1回（6月）手当を支給した。 ◆福祉手当の額は区分により35,000円、20,000円、7,000円と条例で定められている。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆助成対象者が多いため、一律的な福祉手当となりがちである。 ◆県では平成22年度から手当支給対象者の95%程度を削減予定である。本町も、他市町村の動向を見つめながら、支給対象の削減や手当単価の削減、所得制限などを検討していく必要がある。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県や近隣自治体の動向を踏まえて、事業内容の見直しを検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆所得の状況にかかわらず、障害の程度に応じて一律に支給することは問題である。（所得制限などの検討） ◆新たな方策について検討する必要がある。 ◆個々のケースを精査する必要がある。 ◆他市町村の動向を充分勘案し検討する。 	<p>【検討結果】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受給対象者が増加している中で、本町における障害者福祉手当は、障害者手帳所持者に対し一律的な支給制度となっているため、今後は、より必要度や現状を踏まえた形での支給をしていくことが必要と思われる。 ◆県では改正後の障害者福祉手当を平成24年度から完全実施することから、他市町村の動向を見ながら検討する。

平成21年度事務事業評価結果一覧

NO	担当課名	事業名	事業内容 (H20年度)	一次評価 【担当課】	二次評価 【庁内行政評価委員会】	外部評価 【行政改革推進委員会】	今後の方針 【町】
4	福祉支援課	重度障害者医療室料差額助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、重度障害者（身体障害者手帳1・2級、知能指数35以下、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方）が入院治療する場合において、医療保険の入院室料適用範囲外の差額を助成した。 ◆室料差額が1日につき500円を超える場合に、その超える額につき1,000円を限度として支給。ただし、1年度につき150,000円を限度とする。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆助成対象者が限定され、かつ、現在の室料差額費用が高額となっている現状を踏まえると、はたして効果的な助成なのか再検討する必要がある。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県下では本町のみが実施している事業であり、事業内容を再検討する必要がある。 	<p>【方向性】廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健常者との公平性について問題がある。 ◆室料差額費用（3,150円～20,000円）と助成額（1,000円）の差が大きい。（助成率が低いため廃止しても支障なしと考える） ◆本事業を廃止し、介護に関する費用等に振り替えることも検討する必要がある。 	<p>【検討結果】見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆病院によって室料に幅がある中で、現制度は助成金額の上限（1日につき1,000円）が一律であることから、その助成率に不均衡が生じている。また、対象者の希望により個室など高額な室料となるケースも考えられることから、平成22年度から助成限度額を現行の150,000円から70,000円に引き下げる。
5	福祉支援課	障害者手帳交付診断料助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な指定医師の診断書の交付を受けるために要する費用を助成した。 <p style="font-size: small;">〔知的障害者については県児童相談所又は更生相談所が判断するため、診断書不要〕</p>	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新規手帳取得者が増加している現状を踏まえると、助成額の自然増が見込まれる。 ◆手帳取得年齢や所得制限、生活保護受給者への対応など、対象者の制限をかけていくことも必要と思われる。 ◆県内自治体では南足柄市、箱根町、中井町、清川村、愛川町の5市町村のみが同様の施策を実施している。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆助成対象者が増加している状況であり、対象者の見直しを検討する。 	<p>【方向性】廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆診断料の額に対して全額助成することが問題。 ◆健常者との公平性を考慮する必要がある。 ◆サービスを受けるための障害者手帳交付診断料に対して助成が必要か疑問。 	<p>【検討結果】廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆様々な福祉サービスを受給するための前段階である手帳の取得手続きに対しての助成であり、助成の必要性は薄いものとする。 ◆医師の診断は受けたものの障害者手帳の交付を受けることができなかった者は診断料の助成対象とならないため、助成を受けた者との不公平感があることなどから、本制度は平成21年度末をもって廃止する。ただし、経過措置として21年度中に取得した手帳の助成は行う。
6	健康長寿課	家族介護慰労事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族介護慰労金支給事業 在宅の要介護者を介護する家族の労をねぎらうため、要介護者（要介護3、4又は5に認定されている方）のうち、基準日（7月1日）現在、1年以上介護保険給付を受けていない者を介護している家族に対して慰労金を支給した。 （要介護3⇒7万円、要介護4・5⇒10万円） ◆家族介護者リフレッシュ事業 要介護者相互の交流により要介護者のリフレッシュを図るため、在宅の要介護者（要介護4又は5に認定されている方）を介護している家族に対して、町文化会館催事へ招待した。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆リフレッシュ事業については、対象者のニーズを把握し事業を実施する。 ◆介護者が事業に参加している間の要介護者の対応が必要である。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現在は町文化会館催事への招待を実施しているが、慰労のあり方を検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆リフレッシュ事業について、メニューや回数、内容を検討されたい。 	<p>【検討結果】見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家族介護慰労金支給事業については、受給対象者が早期に受給できるように支給基準日を平成22年度から現行の「7月1日」から「4月1日」と「10月1日」の年2回に改正する。 ◆リフレッシュ事業については、より多くの介護者が参加できるような方策を検討する。

平成21年度事務事業評価結果一覧

NO	担当 課名	事業 名	事業内容 (H20年度)	一次評価 【担当課】	二次評価 【庁内行政評価委員会】	外部評価 【行政改革推進委員会】	今後の方針 【町】
7	環境課	美化啓発活動事業	<p>町民及び行楽客に対し美化思想の啓発と意識の高揚を図るため、河川清掃、ごみゼロクリーンキャンペーン等の美化推進事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみゼロクリーンキャンペーンの開催 ◆夏期河川美化広報の実施 ◆ゴールデンウィーク中の河川美化広報の実施 ◆環境ポスター展の開催 ◆美化啓発看板作成 ◆監視カメラによる不法投棄防止 	<p>【方向性】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆普段、粗大ごみや処理困難ごみなどを出されることがあり、さらにごみの出し方等に理解を求めていく必要がある。区が主体となり実施することが理想である。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境美化指導員の在り方（活動内容、人数、謝金など）を検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境美化指導員の活動に差が感じられる。指導員の在り方について検討を要する。 ◆ゴミの分別パンフレットは改訂時及び転入者のみに配布するのではなく、積極的に配布すべきである。 ◆美化啓発に関する広報活動を積極的に行う必要がある。 	<p>【検討結果】見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆歴代環境美化指導員の指導協力や地域住民の自主的な取り組みにより、ごみ収集所の清掃やごみ出しルールの徹底が図られ定着化してきており、指導員の役割はおおむね果たされている。 ◆外部評価結果等を踏まえ、現在の環境美化指導員制度は平成21年度末をもって廃止し、平成22年度以降は、各行政区の区長に環境美化推進員をお願いする。
8	教育総務課	キャリア教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域事業所等の協力により、中学生2年生を対象として3日間の職場体験を行い、働くことの大切さや意義、社会人としてのマナーや言葉遣いの大切さなどを学んだ。 	<p>【方向性】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆町全体への周知方法と義務教育9年間を見通したキャリア教育の在り方を検討する。 ◆学習指導要領の改訂に伴い、総合的な学習の時間が削減される。実質3日間の職場体験となるが、内容の充実に向けて学校と連携していく。 	<p>【方向性】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年度から3日間の職場体験となるが、事業内容について点検する。 	<p>【方向性】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後も大いに推進する必要がある。事業先については、なるべく生徒の希望を受け入れられるように努めていただきたい。 ◆全員が一斉に行うのではなく、期間を定めてその間に自由にできないか。 	<p>【検討結果】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き、生徒が自らの課題と目的意識を持って職場体験に臨むように指導を徹底するとともに、事業所へもより充実した職場体験の時間が過ごせるよう依頼する。 また、できるだけ生徒が希望する事業所で職場体験を行えるよう、さらに受入事業所の数と職種を増やすことに努める。
9	生涯学習課	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆学習意欲や学習ニーズに応じた講座や教室の開設により、生涯にわたる学習活動の機会を提供した。 ・町民大学教養講座 ・楽しい子育てのための乳幼児学級 ・生涯学習人材バンク登録者研修会 ◆生涯学習プランの各地区における推進と全体的な進行管理を行うため、生涯学習推進員連絡会や生涯学習推進協議会を開催した。 ◆各団体へ運営補助金を支給して、各団体活動が自主的・主体的に行われるよう支援した。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児学級については、子育て支援課で類似した事業を実施していることから統合を検討する必要がある。 ◆生涯学習推進員の活動内容については、行政区によって格差が生じている。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習推進員のあり方（活動内容、人数、謝金など）を検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習推進員の活動内容が見えず、不透明である。改善・検討を要する。 ◆文化人や学識経験者を推進員に据えることも考えてはどうか。 ◆少子高齢化が進む中、生涯学習は積極的に取り組む必要がある。 	<p>【検討結果】見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児学級については、子育て支援課事業に統合していく。 ◆生涯学習推進員については、これまでの活動により、行政区によっては児童館を会場に「児童館まつり」等が新たに開催されるなど、一定の成果をあげることができたことから、現任期が満了する平成22年度末（生涯学習推進プランの目標年次）をもって廃止する。 ◆今後は、「あいかわ楽習応援団」や「あいかわ出前講座」等の活用により生涯学習の推進を図る。

平成 21 年度事務事業評価結果一覧

NO	担当 課名	事業 名	事業内容 (H20 年度)	一次評価 【担当課】	二次評価 【庁内行政評価委員会】	外部評価 【行政改革推進委員会】	今後の方針 【町】
10	生涯学習課	子供会育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ふれあいレクリエーション 地域の連帯意識を育て、校外における様々な遊びを通じた子供たちの健やかな成長を図るため、11月の第2土曜日(子供会の日)に小学校区ごとにふれあいレクリエーションを実施し、地域の方々との交流を図った。 ◆子ども110番の家を設置し、青少年に対する犯罪の未然防止を図った。 ◆町子ども会相互連絡提携を高め、相互理解を深めるとともに、子ども会の活動を支援することを目的とした町子ども会連絡協議会へ運営補助金を支給した。 	<p>【方向性】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆町内全体で、子ども達を育てていく意味でも、大人も子どもも係る地域の交流活動としていきたい。 ◆新たに高学年を対象としたスポーツ交流の場を設けていきたい。 ◆子どもを狙った犯罪が多発していることから、「子ども110番の家」の必要性が問われている。 ◆少子化が進む中で、これからの子ども会のあり方も検討する必要がある。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子供会加入率引き上げのための方策を検討する。 	<p>【方向性】改善の余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆最大の課題は保護者の負担感である。ボランティア団体などの連携を検討する必要がある。 ◆子供会の運営は限界に来ているのでは。何らかの対策を講ずる必要がある。従来の形に固執せず、新しい形での運営についての検討を求む。 ◆子供会の育成とともに、子供会を任せられる地域的リーダーの育成も必要。 	<p>【検討結果】継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆愛子連の役員がOBとなったときに子ども会運営に携わったり、中高生のジュニアリーダーたちが、子ども会に参加して経験を積み、将来的に子ども会を運営していけるよう指導をすることも必要である。 ◆子ども会未加入者への意見聴取を行い、子ども会加入率引き上げのための具体的方策を検討する。